

会長 それでは、ただいまから令和5年度第4回私立学校審議会を開会いたします。
 まず始めに、本日の審議会の出席委員の数について事務局から報告をお願いいたします。

事務局 （出席委員数を確認。神奈川県私立学校審議会会議運営規程第4条の条件を充足し、本日の私立学校審議会が成立していることを報告。）

1 議事録署名人の指名

会長 続いて、本日の会議の議事録署名人を決めさせていただきます。私から御指名申し上げますよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

会長 御異議がないものと認め、私から御指名申し上げます。田沼委員と池田委員のお二人をお願いいたします。

《両委員承認》

2 会議の公開の決定

会長 それでは、審議に入らせていただきますが、当審議会の会議については、諮問案件及び了承案件については非公開とし、その他の事項については、その都度、会議に諮って公開または非公開を決定することとしております。

 本日は諮問案件、了承案件の他に、「報告事項」がございます。

 「報告事項」については、学校法人に関する情報が含まれていないことから、公開することで御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議がないものと認め、「議題3 報告事項」については公開とすることに決しました。

 公開する議題については、「神奈川県私立学校審議会傍聴細則」により、先に審議等を行うこととされているため、はじめに「議題3 報告事項」に入らせていただきます。

 これより、傍聴を希望する方がいる場合は入室を許可いたします。

事務局 傍聴人はおりません。

3 報告事項

私立学校法の規定による学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類について

会長 それでは、「議題3 報告事項」について、事務局から説明願います。

事務局 それでは、「議題3 報告事項」について説明させていただきます。

県では、学校法人及び法人が行うことのできる収益事業を、告示により定めております。

これは、その告示の根拠となる標準産業分類に関する総務省の告示が改正されたことに伴い、文言を修正する改正でございます。

「1 概要」ですが、神奈川県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類については、私立学校法の規定に基づき、神奈川県告示により定めております。

今般神奈川県告示の根拠となる総務省告示が廃止され、新たに総務省告示が公布されたことに伴う、根拠法令の改正でございます。

「2 改正の内容」ですが、根拠となる総務省告示を「平成25年総務省告示第405号」から、「令和5年総務省告示第256号」に改正するものでございます。

「3 施行期日」は、令和6年4月1日でございます。

新旧対照表は「4」に記載のとおり、また、改正後の全文は資料の裏面2ページに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

会長 説明が終わりましたので、どうぞ御質問、御意見のある方は御発言をお願いいたします。

会長 よろしいですか。それでは、報告事項については終了いたします。

4 諮問案件

(1) 学校の設置計画承認について

義務教育学校1件、専修学校1件について計画を承認する旨、答申することを決定した。

(2) 学校の設置認可について

専修学校1件について、継続審議とする旨、答申することを決定した。

- (3) 学校の廃止認可について（学校法人の解散認可2件を含む）
幼稚園10件、専修学校1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。
- (4) 専修学校の目的変更認可について（課程廃止認可3件を含む）
専修学校6件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。
- (5) 学校の課程廃止認可について
専修学校1件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。
- (6) 学校の定員に係る学則変更認可について
小学校1件、幼稚園2件について、認可を可とする旨、答申することを決定した。

5 了承案件

- (1) 学校の定員に係る学則変更認可について（学級数のみ）
幼稚園1件について、了承することを決定した。

会長 以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。事務局から事務連絡等ありましたらお願いいたします。

事務局 （事務局からの連絡事項）